

平成 18 年11月17日
 沖縄地方公共工事
 品質確保等推進協議会

公共工事発注関係事務支援者を認定!!

(「公共工事発注者支援機関」及び「公共工事発注者支援技術者」の認定)

国・県で構成する、「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)第15条及び基本方針第2の8に基づき、公共工事の発注者(市町村)を支援するため「公共工事発注者支援機関」及び「公共工事発注者支援技術者」の認定(試行[土木工事])を11月15日(水)に行いました。
 認定証の授与式を11月30日(木)10時より、沖縄総合事務局4階特別会議室で行います。

平成17年度4月1日「品確法」の施行を受けて、「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」を平成17年11月18日に設置し、公共工事の品質確保の促進を目的に、施策の検討・推進を行ってきたところです。

協議会では、品確法第15条及び基本方針第2の8に基づき、公共工事の発注者を支援するため「公共工事発注者支援機関」及び「公共工事発注者支援技術者」の認定(試行)を行いました。

支援技術者認定にあたっては、有識者・国・県からなる「発注者支援技術者認定審査委員会」を設置し、厳正な審査を行い協議会により認定したものです。

この認定により、公共工事の発注者(市町村)は、発注事務を適切に実施することが困難な場合には、発注関係事務の補助として「支援機関」及び「支援技術者」を活用することが出来ることとなります。

※発注関係事務とは、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札契約及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事監督及び検査、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価等をいう。

■公共工事発注者支援機関及び同支援技術者の認定

【支援機関認定】	【支援技術者認定】		計
	【Ⅰ種】	【Ⅱ種】	
・(財)港湾空港建設技術サービスセンター	2名	3名	
・(社)沖縄建設弘済会	6名	10名	
・(財)沖縄県建設技術センター	7名	4名	
合 計	15名	17名	計32名

<問合せ先>

沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会

(内閣府沖縄総合事務局開発建設部)

幹事長 (技術管理官) 田村 圭司 TEL (098)866-0069 (直通)

事務局 (技術管理課長) 平良 正光 TEL (098)866-0408 (直通)

「品確法」自治体支援について

公共工事発注者支援機関及び技術者認定

●設計・積算・技術審査・工事管理等の支援を行うものの活用策

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」抜粋

第15条（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用）

第3項 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

基本方針第2の8（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用）

（1）国・都道府県による支援

各発注者は、・・・発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

（2）国・都道府県以外の者の活用

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、・・・選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

I. 公共工事発注者支援機関認定制度及び同支援技術者認定制度の創設

■『公共工事発注者支援機関認定制度』

発注者支援業務を適切かつ公正に実施できる機関を認定する制度。

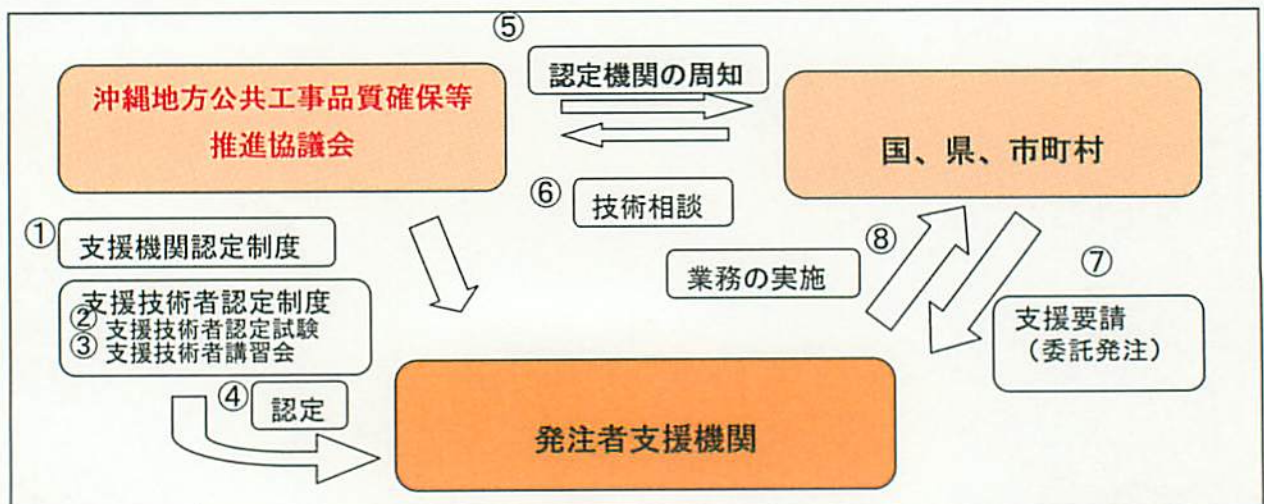
■『公共工事発注者支援技術者認定制度』

発注者支援の実施に必要な技術者（個々の業務毎に配置する管理技術者）を認定する制度。

1. 認定制度の考え方（品質確保法第15条、基本方針第2の8）

- ・発注関係事務を適正に行うことのできる知識及び経験を有する職員が置かれていること。
- ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。
- ・発注関係事務の公平性を確保するための必要な措置が講じられていること。

★発注者支援のしくみイメージ



2. 支援機関の認定

発注者支援を実施することができる機関の認定者及び認定要件は下記のとおり。

認定者	認定要件	認定機関（当面）
沖縄地方公共 工事品質確保 等推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平性、中立性が担保されていること。 ・ 土木工事に関する各種基準等に精通していること。（専門性の担保） ・ 法令の遵守及び守秘義務が担保されていること。 ・ 業務遂行に必要な技術者を確保できること。 	（財）港湾空港建設技術サービスセンター （社）沖縄建設弘済会 （財）沖縄県建設技術センター

3. 発注者支援技術者認定試験及び発注者支援機関認定審査

・ 支援技術者の認定は、技術者として発注者支援を行うに相応しい知識と経験を有する者を適正かつ公正に認定審査をするため「認定審査委員会」を設けて行う。

①構成メンバー

- ・ 有識者（委員長） 2名
- ・ 沖縄総合事務局開発建設部 2名
- ・ 沖縄県 1名

②試験は那覇市で実施

③当面、試験方法は実務経験論文及び面接方式で行う。

・ 支援機関の認定は、「協議会」において書面審査、ヒアリングにより適正に要件の審査を行う。

4. 支援技術者の資格要件と認定要件

・ 資格要件

技術者	資格要件
I種	次のいずれかの要件に該当する者 ①技術士（建設部門）の資格を有し、5年以上の公共工事の発注関係事務に関する技術的実務経験がある者 ②1級土木施工管理技士の資格を有し、5年以上の公共工事の発注関係事務に関する技術的実務経験がある者 ③20年以上の行政経験があり、公共工事の発注関係事務に関する技術的実務経験がある者
II種	次のいずれかの要件に該当する者 ①技術士（建設部門）の資格を有し、5年以上の公共工事の発注関係事務に関する工事の設計・積算、監督、検査に関する業務においていずれかの経験がある者 ②1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士の資格を有し、5年以上の公共工事の発注関係事務に関する工事の設計・積算、監督、検査に関する業務においていずれかの経験がある者 ③10年以上の行政経験があり、公共工事の発注関係事務に関する工事の設計・積算、監督、検査に関する業務においていずれかの経験がある者

※ 技術的実務経験とは、工事における設計・積算業務、監督、検査業務に関する技術的な業務経験に加え、技術審査の業務経験を1年以上含む全ての経験をいう。

・認定要件

技術者	認定要件等	認定者
I種	資格要件を満たし、次の全ての項目に該当する者 但し、認定を受けた支援機関に出向している発注機関の職員は、②の項目は免除するものとする。 ①認定を受けた機関と恒常的な雇用関係にある者 (県及び市町村の派遣職員を含む) ②協議会が実施する「発注者支援認定試験」に合格した者 ③「発注者支援技術者講習会」を受講した者 ※有効期間：3年	沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会
II種		

5. 支援機関の業務範囲

業務区分(内容)
設計・積算補助業務 (仕様書や設計書の作成の補助など)
技術審査補助業務 (入札や契約方法の選定、業者委託などの選定に関する評定業務の補助など)
監督補助業務 (工事の監督、工事中の施工状況体制の確認の補助など)
検査補助業務 (工事の中間時や完成時などの検査、施工を担当した建設会社などに関する評価の補助など)

※各補助業務毎に支援機関の認定を受けたものが業務範囲となる。

6. 支援技術者の業務範囲

業務区分(内容)	支援技術者	
	I種	II種
設計・積算補助 (仕様書や設計書の作成の補助など)	○	○
技術審査補助 (入札や契約方法の選定、事業者などの選定に関する評定業務の補助など)	○	×
監督補助 (工事の監督、工事中の施工状況体制の確認の補助など)	○	○
検査補助 (工事の中間時や完成時などの検査、施工を担当した建設会社などに関する評価の補助)	○	○

7. 支援技術者の認定

【支援技術者の申請者】 34名

【講習会の実施】

・那覇市 平成18年10月26日

【認定試験の実施】

・那覇市 平成18年10月31日

【技術者認定】

(財)港湾空港建設技術

サービスセンター

I種

2名

II種

3名

(社)沖縄建設弘済会

I種

6名

II種

10名

(財)沖縄県建設技術センター

I種

7名

II種

4名

合計

15名

17名

計 32名